

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の罪の主体の限定等

一 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的でこれを実行しようとする者に対して資金又はその実行に資するその他利益を提供する罪（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金等の提供の罪」という。）を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処するものとする規定を削除するものとする。 （第三条第三項関係）

二 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金等の提供の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者を、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処するものとする規定を削除するものとする。 （第四条第一項

関係）

三 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供した者を、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処するものとする規定を削除するものとする。〔第五

五条第一項関係〕

四 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金若しくはその他利益の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させた者を、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処するものとする規定を削除するものとする。〔第五条

第二項関係〕

第二 其他所要の規定の整備を行うこと。